



下呂市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 26 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市告示第189号

下呂市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

下呂市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成25年下呂市告示第133号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（対象児） 第 2 条 本事業の対象となる児童（以下「対象児」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1） （略） （2） 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満又は一側耳の聴力が<u>30デシベル以上</u>であること。 （3） （略）	（対象児） 第 2 条 本事業の対象となる児童（以下「対象児」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1） （略） （2） 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満又は一側耳の聴力が<u>70デシベル以上</u>であること。 （3） （略）

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 26 日から施行する。

